

基準 1 1. 社会的責任

1 1-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

＜1 1-1の視点＞

1 1-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

1 1-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

【1 1-1. 事実の説明】

組織倫理に関する主な規程として、本学では次の規程が整備されている。

[就業規則]

[パート職員就業規則]

[教育職員の採用・就業に関する規程]

[非常勤講師就業規則]

本学の建学の理念に立脚して、教職員が職務に専念するための就業に関する具体的な事項を定めている。

[大学院学則]

[大学学則]

教育研究水準の向上を図るため、本学における教育研究活動等の状況について自ら不断に点検および評価を行うことを定めている。(第3条 自己点検・評価)

[個人情報の保護に関する規程]

学生等の個人情報の適正な取扱いが人権尊重の基本であることを認識し、個人情報の収集、管理および利用等に関し、必要な基本事項を定め、本学の責務並びに学生等の個人情報の開示、訂正および削除等の権利を明確にし、もって個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

[ハラスメントの防止等に関する規程]

ハラスメント等を防止するために必要な措置並びに発生したハラスメント等に対する適切な対応措置に関して必要な事項を定め、本学の学生および教職員の人権を擁護し、本学における修学・就労環境の向上を図ることを目的とする。

[職業紹介業務に関する個人情報適正管理規程]

職業紹介業務に関する業務を担当する者（就職課事務職員）が、その業務に関して知り得た個人情報の適正管理について定める。

[公益通報に関する規程]

法令違反行為の早期発見および是正を図るため、公益通報者保護法に基づき、必要な体制を整備し、もって本学の健全な発展に資することを目的とする。

[研究活動の不正行為防止等規程]

研究活動における不正行為の防止および排除のための措置ならびに問題が生じた場合の適切な措置等に関し必要な事項を定めたもの。

【11-1. 自己評価】

このように、本学は社会的機関として必要と思われる組織倫理に関する規程、規則を整備し、日々、教職員の法令順守の徹底に努めている。

平成18年度から教職員向け学内ホームページに例規集を掲載しているが、この例規集には上述の組織倫理に関する規程もすべて含まれており、本学教職員に広く規程の周知を図り、もって、法令順守と組織倫理の普及に努めている。

また、規程を整備するだけでなく教職員を対象に講習会を適宜開催し、社会人・職業人としてのマナーの向上に努めることによって、高等教育を行うに相応しい環境づくりを進め、諸問題発生防止にも役立てている。

平成19年度には「公益通報に関する規程」および「研究活動の不正行為防止等規程」を新たに整備し、教育研究機関としての組織倫理の一層の徹底を図った。

一方、本学学生に対しては、学生生活に必要な関係諸規程を網羅した「学生便覧」を全員に配布している。これにより、学則をはじめとする諸規程、さらにハラスメントの防止等に関する注意事項、学生生活における各種マナー情報、個人情報保護に関する本学の方針などの周知を図り、本学学生が快適に学修できる場を提供している。

【11-1. 改善・向上方策】

学生等に対し、広く教育研究指導を施す大学等の高等教育機関は、極めて高い公共性と倫理感が特に求められるのは当然のことであり、本学教職員については組織倫理の徹底に努めていく。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

【11-2. 事実の説明】

緊急事態発生時に、教職員が役割分担し、業務を遂行して事態の拡大を防ぎ、被害を最小限に留めることを目的とした「危機管理マニュアル」を制定し、緊急事態に備えている。

火災については、自動火災報知器の設置はもちろんのこと、外部の警備会社と契約し、事務局棟から全ての施設における火災対策を施している。また、防火防災対策の一つとし、設置エレベーターの緊急時救出訓練および自衛消防訓練を年1回実施している。

また、大学構内における事故および疾病等の緊急時に速やかに対処できるよう、校医および関係部署と密接に連携をとっている。緊急時に備え、事故発生から事後処置までの一連の流れを関係部署に周知している。応急処置セットを2箇所を設置、担架は11箇所、車椅子は2箇所を設置し搬送に使用している。また、自動体外式除細動器（AED）を5台設置し、学内における生命の緊急事態に迅速な対応ができるようにした。

学生に対する啓蒙活動としては、万一の事故やトラブルに巻き込まれた場合の対応策を取りまとめ、楽しいキャンパスライフを送るために「新入生へのメッセージ」を配布し、日頃から危機管理対策の整備に努めている。また、学生は長期休暇中の学外活動等をする

場合、事前に学外活動届および緊急連絡先を学生支援課へ提出し、緊急事態発生時の連絡方法も周知徹底されている。教職員も同様に緊急連絡先の届出が義務付けられており、迅速に連絡がとれる体制となっている。学生が教育研究活動中に被った災害に対する救済措置として、「学生教育研究災害保険」に加入しており、不慮の事故が発生した場合、被害を受けた学生に対する補償がスムーズに行われるよう体制を整備している。

日常の危機管理対策として、正門に門衛所を設置し1～2名の警備員が常駐し、不審者の侵入を防止するとともに、来訪者には、備え付けの台帳に氏名・訪問部署名を記入させ入門証を渡し許可している。また、定期的に学内巡視を行い安全確保に努めている。なお、正門では、カメラによる監視を実施し、トラブル発生時には、状況をチェックできるようビデオ機器に録画している。また、警備員の目の届かない遊歩道については、日暮れ時の通行を不可とし安全管理に努めている。

【11-2. 自己評価】

必ずしも万全とはいえませんが危機管理体制および対策は整備され、適切に機能している。また、学生の事故、傷病に対する措置についても適切な対応ができる体制を整え、順調に行われている。しかしながら、多様化した犯罪やトラブルに対応し得る防止対策の一層の強化は、今後も継続的に検討・実施する必要があると判断している。

【11-2. 改善・向上方策】

地震警報システム導入により、教職員・学生を対象とした防火防災訓練を定期的を実施し、危機管理の徹底を図りたい。近い将来、高い確率で発生が予想されている東南海地震や予期せぬ大災害に備えて、より具体的な対策を構築していく。

また、学生に対し、防火・防災について災害時の対応を如何に周知させるかが大きな継続課題である。

現在のところ、不審者の侵入による被害は見られないが、不審者対応マニュアルを検討する。学生支援課、管財課、庶務課の連携はもとより、近隣羽曳野警察署と連携を密にし、情報収集並びに不審者の侵入防止に努める。

また、遊歩道の安全確保のため、将来的には監視カメラ、照明の設置を考えている。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

【11-3. 事実の説明】

教育研究成果を次の方法で、公正かつ適切に学内外へ公表し、広報活動体制の整備を図っている。

(1) 紀要

本学では定期刊行物として、紀要を年2回（平成18年度は3回）発行している。こ

これは、教育職員の研究論文や研究ノートなどを主体としたものである。紀要は全国の大学に発送しているほか、図書館のホームページで、一般に広く公開している。

(2) 大学院研究論集

大学院博士前期課程修了者による修士論文と博士後期課程在籍者と修了者ないし研究生による研究報告論文並びに大学院担当教授による特別寄稿論文を査読後編集し、「四天王寺大学大学院研究論集」として年1回刊行している。

創刊号は大学院博士課程（前期・後期）完成年度を迎えたことを記念して、平成19年に刊行し、現在、第3号を刊行したところである。

全国社会福祉系大学並びに大学院と若干の短大・専門学校等、約150校に送付している。

(3) 教職員研究業績一覧

本学の教職員が過去1年間に行った研究の全て（著書、研究論文、翻訳、学会発表など）について、それぞれのタイトルおよび発表メディアを一覧できる小冊子を発行、配布している。主たる配布対象は教育職員であり、業績を教育職員で共有することにより、進んで研鑽を積むように促している。

(4) 大学案内

本学の総合案内冊子である大学案内において、各学科（専攻）の特徴ある授業を取り上げ紹介している。また、一部を抜粋しホームページでも公表している。

(5) シラバス

授業・講義の計画や、到達目標等を記したものであるシラバスでは、本学の教育活動内容が具体的かつ詳細に記載されている。学内では、全学生・教職員に冊子として配布している。

(6) 実習記録

本学では、教育職員免許状や国家資格を各種取得でき、そのための学外実習が不可欠である。教育研究成果の公表として、学外実習（教育実習（初等教育）や社会福祉援助技術現場実習）に参加した学生の感想文を冊子にまとめて、学内で配布している。

(7) その他

教育研究成果は、通常の授業はもちろん、オープンキャンパスでの模擬授業や、本学主催の生涯学習における各種講座を通じて公表している。

【11-3. 自己評価】

本学での教育研究成果は、冊子を通じて公表している場合が多い。紀要、シラバスを中心に、その内容は多彩で充実している。ほかにも、図書館やホームページで紀要を公表し、教職員や学生がタイムリーに閲覧でき、教育研究成果を広く学外にも公表している。

【11-3. 改善・向上方策】

研究論文や調査報告などの掲載件数は、年々増えつつあり、いかに内容的に充実したものにすることが課題である。

また、エクステンションセンター主導で行っている生涯学習振興事業として、公開講座や公地域市民の方々に対して広報する必要がある。

その他、学会など教育職員や学生の研究発表の場を積極的に設け、教育研究を全学的に後押しする広報活動も必要である。

【基準 1 1. 自己評価】

本学は諸規程の整備を通して、社会的機関として必要と思われる基本的な組織倫理の確立をめざし、法令および規程に則った適切な運営を行っている。

特に、平成 1 9 年度には「公益通報に関する規程」と「研究活動の不正行為防止等規程」を学内における十分な討議のうえ新たに整備し、高等教育機関として公益を尊重し不正行為等の諸問題発生を防止する体制を整えた。

また、学内外において発生が予見される事象に対しては危機管理体制を整え、関連規程を整備し、万一の不測の事態への備えも行っている。

【基準 1 1. 改善・向上方策】

平成 1 8 年度から例規集を教職員向け学内ホームページへ掲載し、また、規程の制定・改廃などに合わせて適宜更新を行い、全教職員が常に最新の規程を閲覧できるようにしている。また、必要に応じて講習会等を開催し、教職員への組織倫理および危機管理に関しての一層の啓発および周知を図っていききたい。